九州地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成30年３月30日

九州地方整備局長　増田　博行

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道３号	福岡県福岡市東区下原１丁目1085番１から福岡県福岡市東区松崎４丁目285番４まで
一般国道208号	福岡県柳川市大和町豊原字荘家形269番１から福岡県柳川市西蒲池字逆井出96番１まで
一般国道34号	佐賀県武雄市北方町大字大崎字二本松原田1023番１から佐賀県武雄市北方町大字大崎字丁ノ坪870番１まで
一般国道497号	佐賀県伊万里市南波多町谷口字大ブケ429番１番から佐賀県伊万里市南波多町府招字長田3087番３まで
一般国道497号	長崎県松浦市調川町下免字赤壽1316番４から長崎県松浦市志佐町浦免字大浜197番42まで

２　指定する期日　平成30年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さに応じ、最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

平成30年３月30日

九州地方整備局長　増田　博行

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道３号	福岡県福岡市東区下原１丁目1085番１から福岡県福岡市東区松崎４丁目285番４まで
一般国道208号	福岡県柳川市大和町豊原字荘家形269番１から福岡県柳川市西蒲池字逆井出96番１まで
一般国道34号	佐賀県武雄市北方町大字大崎字二本松原田1023番１から佐賀県武雄市北方町大字大崎字丁ノ坪870番１まで
一般国道497号	佐賀県伊万里市南波多町谷口字大ブケ429番１番から佐賀県伊万里市南波多町府招字長田3087番３まで
一般国道497号	長崎県松浦市調川町下免字赤壽1316番４から長崎県松浦市志佐町浦免字大浜197番42まで

２　指定する期日　平成30年４月１日

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の四第１項の規定により特定河川工事を次のとおり完了するので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の六第１項の規定により公示する。

平成三十年三月三十日

九州地方整備局長　増田　博行

一　河川の名称　筑後三水系赤谷川、大山川及び乙石川

二　区間　赤谷川　筑後川と赤谷川との合流点から朝倉市杷木松末地先まで

大山川　赤谷川との合流点から朝倉市杷木大山地先まで

乙石川　赤谷川との合流点から朝倉市杷木松末地先まで

三　工事の内容　河道内の堆積土砂及び流木の除去

四　工事完了の日　平成三十年三月三十日

北海道開発局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成30年３月30日

北海道開発局長　和泉　晶裕

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
北海道横断自動車道黒松内北見線	北海道足寄郡陸別町字ポントシュベツ原野西一線39番２から同町字ポントシュベツ原野基線48番１まで
北海道横断自動車道黒松内北見線	北海道足寄郡陸別町字ポントシュベツ原野基線48番１から同道常呂郡訓子府町字協成９番２まで
一般国道235号	北海道沙流郡日高町字緑町116番１から同町字美原259番まで

２　指定する期日　平成30年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、あわせて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成30年３月30日

北海道開発局長　和泉　晶裕

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
北海道横断自動車道黒松内北見線	北海道足寄郡陸別町字ポントシュベツ原野西一線39番２から同町字ポントシュベツ原野基線48番１まで
北海道横断自動車道黒松内北見線	北海道足寄郡陸別町字ポントシュベツ原野基線48番１から同道常呂郡訓子府町字協成９番２まで
一般国道235号	北海道沙流郡日高町字緑町116番１から同町字美原259番まで

２　指定する期日　平成30年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

国家試験

ＣＢＴによる平成29年度ＩＴパスポート試験合格者

ＣＢＴによる平成29年度ＩＴパスポート試験（２月実施分）の合格者を平成30年３月14日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成30年３月30日

経済産業大臣　世耕　弘成